

警 察 署 協 議 会 会 議 録

折尾警察署協議会

開催年月日時	令和5年6月15日 午後4時00分 から 令和5年6月15日 午後5時00分 まで	
開催場所	折尾警察署 署長室	
出席者	警察署協議会	会長以下12名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、交通管理官、総務第一課長、総務第二課長、警備課長
議 事 概 要		
<p>【開会】 令和5年度第1回折尾警察署協議会を開催する。</p> <p>【新委員挨拶】 令和5年4月以降に新規委嘱された委員の挨拶</p> <p>【新幹部挨拶】 令和5年春季人事異動で折尾警察署に着任した新幹部の挨拶</p> <p>【会長挨拶（要旨）】 本年度から折尾警察署協議会の会長を拝命した。 皆様の御協力を賜り、これまで築かれた協議会の伝統を守りながら務めてさせていただく。 警察署の方には日頃から管内の安全安心を確保していただき感謝申し上げます。委員の皆様は、警察署への御支援・御協力をよろしく願います。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】 新規委嘱された委員の方もおられるので、改めて警察署協議会について説明させていただく。 警察署協議会とは、皆様方からの御意見を賜りながら民意を警察業務に生かす、また、警察署の業務運営を説明し、それに対して御意見や御要望をいただく諮問機関であり、民意に沿った警察署の運営において大変重要なもので</p>		

議 事 概 要

ある。

本日の協議会では、福岡県警察におけるカスタマーハラスメント対策や特殊詐欺の発生状況等について説明させていただく。

皆様から忌憚のない御意見をよろしく願います。

【報告事項等】

- 1 福岡県警察におけるカスタマーハラスメント対策について（総務第一課長）
 - (1) カスタマーハラスメントについて
 - (2) カスタマーハラスメント対策導入の経緯
 - (3) カスタマーハラスメント対策の趣旨
 - (4) カスタマーハラスメントに該当する可能性がある申出（要求）内容
 - (5) カスタマーハラスメントに対する警察の具体的対応

- 2 特殊詐欺の現状（刑事管理官）
 - (1) 発生状況
 - (2) 犯行手口（種類）
 - (3) 検挙状況
 - (4) 未然防止策

【報告事項に対する質疑、回答】

- 委員から「カスタマーハラスメントに関して、警察も対応に苦慮していたと聞いて驚いた。市役所でも、相談かクレームなのか、対応に苦慮しているので、マニュアルを参考にしたい」旨の発言があり、総務第一課長から「申出内容は、しっかりと確認しなければならないが、カスタマーハラスメントに該当する申出もある。対応方法に組織的な指針がなかったことから、今回、統一したルールを決めて対応していくことになった。」旨回答があった。

また、署長から「相談や要望について真摯に対応することが大前提であるが、度を越えたものについては一線を引き、本来警察が向き合わなければならない方に向き合うということで指針が定められた。」旨の回答があった。

- 委員から「カスタマーハラスメント対策について、周囲の方にも配布できる資料があればいただきたい。」旨の要望があった。

【意見要望に対する回答】

- 委員から「北九州地区の不審者情報の地区別件数」「現在の少年犯罪の傾向」「折尾署管内の市民からの苦情や相談に関する件数や内容」について教えて欲しい

議 事 概 要

いとの意見があり、生活安全管理官が「北九州地区の不審者情報の地区別件数」「不審者情報件数の前年比」「現在の少年犯罪の傾向」「刑法犯に占める少年の割合」についての回答があり、総務第一課長から、「令和4年中における折尾警察署における相談件数」「令和4年中に福岡県警として苦情処理を行った件数・内容」についての回答があった。

- 委員から「中間交番を往来の多い場所に移設してもらいたいが、どのように要望すればよいか。」との質疑があり、地域管理官から、「移転を伴う候補地の選定に際しては、情報提供やご提案を頂くことがあると思うが、候補地等が具体化した場合には、用地取得等の技術的な問題についても警察本部関係各課とも協議しながら進めることになる。御要望の内容については、警察本部担当部署に報告する。折尾警察署としては、交番等の在り方について関心を持ってご支援を頂いていると理解しており、引き続きご協力をよろしく願います。」旨の回答があった。
- 委員から「折尾警察署に電話を掛けた際、「はい。折尾警察署です。」というのみで、名前を名乗ることがないが、昨今のカスタマーハラスメント対策の一環なのか」との質疑があり、地域管理官から、「警察署は代表電話による形式で電話を発受しており、交換台で要件等を確認し関係部署につないでいる。交換台の受理については手短に対応し、担当部署にいち早く繋ぐことを目的としている。また、交換台が処理責任を負うものではないことから原則として名前を告知せず、関係部署に繋がれた時点で担当者の名前を告げることにしている。」との回答があった。
- 委員から「中間市防犯協会や中間市交通安全推進協議会などの組織があるが、市の高齢化率が高く、委員の成り手不足が深刻化していることから、活動内容が重複する組織・業務については統合し、定員や業務内容を見直すなど住民の負担軽減に努めている。折尾警察署にも折尾警察署少年補導員連絡会等の関連団体があるが、地域負担軽減のためにも、定年制や定員制の見直しや、前例を踏襲した事務の見直しなどの配慮をお願いしたい。」との意見があり、生安管理官から「少年補導員制度は、警察庁規定に基づき各県警に設置されているものであり、定年制や定員制については県警の規定で定められていることから一警察署のみ個別に変更することは出来ない。各支部の定員の増減に関する要望であれば支部長から理事長や会長等に具申していただきたいと考えている。今回頂いた意見については、貴重な御意見として少年補導員制度を主管する本部少年課に報告させていただいているので、今後の検討に活用させてい

議 事 概 要

ただく。」旨回答があった。

- 委員から「交通標識の見え難さの解消とカーブミラー新設の助言を行っていただきたい。」との要望があり、交通管理官から「視認を妨げるものがあれば早期に是正しており、民地の樹木が茂り、標識の視認を妨げる場合は管理者に対して伐採を依頼している。また、地域警察官が視認性の悪い標識を把握した場合は交通規制係に報告をしている。カーブミラーについては、道路管理者が設置しており、視認の悪い交差点などは道路管理者自ら設置したり、町内会等の新設要望により設置する場合もある。警察からカーブミラーの助言は行っていないが、カーブミラー未設置で事故多発箇所であれば新設の検討を促す場合もある。」との回答があった。

【閉会宣言】

以上で、令和5年度第1回折尾警察署協議会を閉会する。